

## 融資制度 申込みチェックリスト

申込人名			融資制度 (略称)
金融機関名	支店名		
担当者名	電話番号		

豊橋市記入欄		
	受付日	受付者
一次 (受付)		
二次 (審査)		

【以下の項目について提出前に確認のうえ、右側のチェック欄にレ点を記入してください。】

◎必須書類 ▲該当する場合のみ必要

⚠申込書類はホチキス留めないこと

		共通書類	金融機関	豊橋市
信用保証協会所定	1	◎ 信用保証委託申込書 「業況等」欄に直近月（申込月の2か月以内を目安）まで記入してあるか。		
	2	◎ 申込人（企業）概要 もれなく記入してあるか。また、記載内容に変更がない場合は前回の写しを添付しているか。		
	3	◎ 信用保証依頼書 利用できる保証制度か。 最終回の返済額は毎月の返済額の2倍を超過していないか。		
	4	▲ 個人情報の取扱いに関する同意書（過去に保証協会に提出した方は不要）		
市所定	5	◎ 税務資料調査承諾書		
	6	▲ 豊橋市制度融資借入申込書（振・振小は不要）		
運転資金、設備資金	7	◎ 印鑑登録証明書（写） 3か月以内に発行されたものか。（連帯保証人分も必要）		
	8	▲ 許認可証（写） 許認可を要する事業か確認しているか。		
	9	▲ 賃貸借契約書（写）（過去に保証協会に提出した方は不要）		
設備資金	10	◎ 見積書（写） 法人名、屋号、氏名（名字のみ不可）が記載されているか。 有効期限が切れていないか。		
	11	▲ 店舗改装承諾書（写）（賃貸物件を改装する場合）		
申込者別書類				
個人の場合	12	◎ 確定申告書（写） 直近2年分（前々年分を保証協会に提出済みときは直近1年分）が添付されているか。 申告書第一表・第二表、損益計算書及び貸借対照表がすべて添付されているか。		
法人の場合	13	◎ 商業登記簿謄本（写） 3か月以内に発行されたものか。		
	14	◎ 決算書（写） 直近2年分（前々年分を保証協会に提出済みときは直近1年分）が添付されているか。 決算報告書、勘定科目明細及び法人事業概況説明書がすべて添付されているか。		
	15	▲ 定款（写）（過去に保証協会に提出した方は不要）		
制度別書類				
安定	16	◎ セーフティネット認定書		
豊創・豊創SSS	17	◎ 創業計画書（創業用 又は 経営者保証免除用）		
	18	▲ 開業届（2回目以降の申込の方は不要）		
	19	▲ 所得証明書（写）（2回目以降の申込の方は不要） 事業開始時の前年のものが添付されているか。		

※その他、必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

# 令和6年度

## 中小商工業者のための 融資制度案内

### <主なメリット>

- 固定金利となっていますので、計画的な返済が可能です。
- 担保は、原則として要しません。ただし信用保証協会の無担保保証限度額を超える場合等は除きます。
- 法人の代表者以外の連帯保証人は、原則として要しません。
- 信用保証料の補助制度を設けています。
- 身近な取扱金融機関からお申込みいただけます。



市・融資制度関連HP  
詳細要件はこちら



豊橋市 産業部 商工業振興課

TEL : 0532-51-2431・2432  
FAX : 0532-55-9090

# 融資制度(令和6年度)

(令和6年4月1日現在。利率等は年度途中でも改定することがあります。)

略称	制度名	住所等要件	従業員数要件		融資限度額	資金用途	融資期間(以内)	据置期間(以内)	利率(年)	設備資金要件	信用保証	信用保証料補助	NPO法人	取扱金融機関	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行	十六銀行	愛知銀行	名古屋銀行	中央銀行	三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合	商工組合中央金庫
			建設業・製造業	小売・卸売・サービス業											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
振	愛知県小規模企業等振興資金(通常資金)	豊橋市内に主な事業所を有する方	50人以下	30人以下	5,000万円	運転設備	3年	1年	1.30%	愛知県内	要	無	○	豊橋市内の 本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			設備	5年	7年	10年	1.40%		1.50%						1.60%																
振小	愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)	豊橋市内に主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	2,000万円	運転設備	3年	1年	1.10%	愛知県内	要 責任共有 対象外	有	-	豊橋市内の 本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			設備	5年	7年	10年	1.20%		1.30%						1.40%																
豊小	豊橋市小口事業資金(通常資金)	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	30人以下	10人以下	3,000万円	運転設備	3年	6か月	1.20%	豊橋市内及び 豊橋市に隣接する市内	要	有	○	豊橋市内の 本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						設備	5年								1.30%																
豊災	豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	豊橋市内に事業所を有する方	50人以下	30人以下	1,000万円	運転設備	3年	6か月	1.10%	豊橋市内	要	有	○	豊橋市内の 本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						設備	5年								1.20%																
安定	豊橋市経営安定資金 ※1	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	2,000万円	運転	3年	6か月	1.10%	-	要 責任共有 対象外	有	-	豊橋市内の 本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						設備	5年								1.20%																
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金	豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内に事業所を有する方	-	小売業50人以下、卸売業・サービス業100人以下	5,000万円	運転設備	3年	6か月	1.10%	中心市街地 区域内	要	有	-	豊橋市内の 本店	○	○	○	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	
						設備	5年								1.20%																
豊創	豊橋市創業支援資金(創業)	豊橋市内に住所を有し市内で開業予定の方	50人以下	30人以下	2,500万円	運転設備	3年	6か月	0.70%	豊橋市内	要 責任共有 対象外	有	-	豊川市 田原市 新城市 湖西市 浜松市	-	-	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	
豊創SSS	豊橋市創業支援資金(経営者保証免除) ※2					設備	5年								0.80%																
豊事	豊橋市小規模事業資金	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する方	20人以下	5人以下	2,000万円	運転設備	3年	6か月	1.10%	豊橋市内	要 責任共有 対象外	有	-	豊川市 田原市 新城市 湖西市 浜松市	○	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	
						設備	5年								1.20%																

注意) 次の方は申込みができません

① 必要とする許認可を受けていない方 ② 税金を滞納している方 ③ 保証協会の保証対象外業種を営んでいる方 など

※1 豊橋市経営安定資金特別対策補助金(融資額×1%補助(上限12万5千円))の対象制度

※2 豊橋市創業支援資金のうち、経営者保証免除制度を利用する場合の信用保証料率は、創業関連保証の信用保証料率(愛知県信用保証協会所定)+0.2%

## ◆信用保証料補助制度について

略称	補助対象制度名	保証料補助金額	備考
振小	愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)	融資額から回収額を減じた額(限度額1,000万円)の保証料相当額(百円未満切り捨て)とし、かつ補助額60万円を限度とします。	<b>1. 補助対象者</b> ・証書貸付により融資を受け、信用保証料を一括納付した方。 ・前回補助を受けた融資の貸付日から今回の融資申込日までが90日を超えている方。 <b>2. 申請方法</b> 借入契約日の翌日から数えて30日以内(必着)に、所定の申請書で市へご提出願います。(郵送可) <b>3. 添付書類</b> ・信用保証書の写し ・保証条件(回収)を伴う場合は、回収金額計算明細書の写し ・補助金振込先が確認できるもの(預金通帳の名義人名、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)
豊小	豊橋市小口事業資金(通常資金)	ただし、愛知県小規模企業等振興資金(小口資金)において、市内に住所がない方や市外設備に対する融資については補助対象外とします。	
豊事	豊橋市小規模事業資金		
豊災	豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	融資額から回収額を減じた額(限度額1,000万円)の保証料相当額(百円未満切り捨て)とします。	
豊創	豊橋市創業支援資金(創業)		
豊創SSS	豊橋市創業支援資金(経営者保証免除)	融資額から回収額を減じた額(限度額1,000万円)の保証料相当額(保証料率は0.2%控除。百円未満切り捨て)とします。	
安定	豊橋市経営安定資金	融資額から回収額を減じた額(限度額1,250万円)の保証料相当額(百円未満切り捨て)とします。	
活性化	豊橋市中心市街地商業活性化資金		

注意) 返済期日以前に融資を完了したことにより保証協会から保証料の返戻が生じた場合は、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

## ◆申込みから借入れまでの流れ◆

